

令和3年10月11日

静岡労働局長  
石丸 哲治 殿

静岡地方最低賃金審議会  
会長 畑



静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用  
ゴム製品製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年8月6日付け静労発基0806第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

## 別 紙

### 静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用 ゴム製品製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

静岡県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内でタイヤ・チューブ製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がタイヤ・チューブ製造業又はゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務

ハ 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 915円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

令和3年12月20日